

<p>○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>税務課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p> 
		<p>目次</p>
		<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第三十一号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三十六号（その三…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）電算用）を様式第三十六号（その三…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）電算用又はクレジットカード納付用）とし、同様式中「~~機~~ 車」を削る。

様式第五十三号の一中「~~カーメンス~~」を「~~カーメンス~~」に改める。
様式第七十一号（裏）を次のように改める。

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

(裏)

- (注) 1 太枠内を記入してください。
 2 ※印欄は該当の項目を○で囲み、囲んだ項目に括弧がある場合は括弧内にも記入してください。
 3 この申告書に、当初の申告(報告)書、売買契約書その他自動車の取得価額を証する書類の写しを添付してください。
 4 「エコカー減税」の欄には、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入してください。(バリアフリー、ASV特例にも該当する場合は、「エコカー減税」の欄又は「バリアフリー、ASV減税」の欄のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入してください。)

① 電気自動車,天然ガス自動車(21年排出ガス10%低減) (非課税)	② プラグインハイブリッド自動車(非課税)	③ 低排出ガスディーゼル乗用車(非課税)
[17年排出ガス75%低減達成ガソリン車(乗用車)で次のいずれかに該当するもの]		
④ 32年度燃費+20%達成(非課税)	⑤ 32年度燃費+10%達成(20/100税率)	⑥ 32年度燃費基準達成(40/100税率)
⑦ 27年度燃費+10%達成(60/100税率)	⑧ 27年度燃費+5%達成(80/100税率)	
[17年排出ガス75%低減達成ガソリン車(2.5t以下バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
⑨ 27年度燃費+25%達成(非課税)	⑩ 27年度燃費+20%達成(20/100税率)	⑪ 27年度燃費+15%達成(40/100税率)
⑫ 27年度燃費+10%達成(60/100税率)	⑬ 27年度燃費+5%達成(80/100税率)	
[17年排出ガス75%低減達成ガソリン車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
⑭ 27年度燃費+15%達成(非課税)	⑮ 27年度燃費+10%達成(20/100税率)	⑯ 27年度燃費+5%達成(40/100税率)
⑰ 27年度燃費基準達成(60/100税率)		
[17年排出ガス50%低減ガソリン車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
⑱ 27年度燃費+15%達成(20/100税率)	⑲ 27年度燃費+10%達成(40/100税率)	⑳ 27年度燃費+5%達成(60/100税率)
[21年排出ガス10%低減ディーゼル車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
㉑ 27年度燃費+15%達成(非課税)	㉒ 27年度燃費+10%達成(20/100税率)	㉓ 27年度燃費+5%達成(40/100税率)
⑳ 27年度燃費基準達成(60/100税率)		
[21年排出ガス基準適合ディーゼル車(2.5t超3.5t以下バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
㉕ 27年度燃費+15%達成(20/100税率)	㉖ 27年度燃費+10%達成(40/100税率)	㉗ 27年度燃費+5%達成(60/100税率)
[21年排出ガス10%低減ディーゼル車(3.5t超バス・トラック)で次のいずれかに該当するもの]		
㉘ 27年度燃費+15%達成(非課税)	㉙ 27年度燃費+10%達成(20/100税率)	㉚ 27年度燃費+5%達成(40/100税率)
㉛ 27年度燃費基準達成(60/100税率)		

平成27年3月31日 岡山県公報 号外

〔21年排出ガス基準適合ディーゼル車（3.5t超バス・トラック）で次のいずれかに該当するもの〕		
㉒ 27年度燃費+15%達成（20/100税率）	㉓ 27年度燃費+10%達成（40/100税率）	㉔ 27年度燃費+5%達成（60/100税率）

- 5 「中古車特例」の欄には、中古車特例の適用を受けようとする場合のみ、4の①～⑩及び㉒～㉔のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入してください。（ただし、「非課税」とあるのは「45万円控除」と、「20/100税率」とあるのは「35万円控除」と、「40/100税率」とあるのは「25万円控除」と、「60/100税率」とあるのは「15万円控除」と、「80/100税率」とあるのは「5万円控除」と読み替えるものとします。また、㉒～㉔については、ディーゼルハイブリッド車のみを対象とします。）なお、この場合においてJ C 08モード燃費値を算定していない自動車については、4の④～⑩中「32年度燃費+20%達成」とあるのは「22年度燃費+80%達成」と、「32年度燃費+10%達成」とあるのは「22年度燃費+65%達成」と、「32年度燃費基準達成」とあるのは「22年度燃費+50%達成」と、「27年度燃費+10%達成」とあるのは「22年度燃費+38%達成」と、「27年度燃費+5%達成」とあるのは「22年度燃費+32%達成」と、「27年度燃費+25%達成」とあるのは「22年度燃費+57%達成」と、「27年度燃費+20%達成」とあるのは「22年度燃費+50%達成」と、「27年度燃費+15%達成」とあるのは「22年度燃費+44%達成」と読み替えるものとします。
- 6 エコカー減税又は中古車特例の適用を受けようとする場合で、4の④～⑩のいずれかに該当する場合は、「燃費」の欄に燃費値を記入してください。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲んでください。なお、「構造」の欄については、貨物自動車のうち軽自動車については「A」又は「B」を、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を○で囲んでください。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」、「B」のうち②に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B」のうち「B1」以外のものを「B2」といいます。
- ① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ③ 運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 7 「バリアフリー、ASV特例」の欄には、バリアフリー、ASV特例の適用を受けようとする場合のみ、次のいずれかのうち、該当する項目の番号を枠内に記入してください。（エコカー減税にも該当する場合は、「エコカー減税」の欄又は「バリアフリー、ASV特例」の欄のうち、適用を受けようとするいずれか一方にのみ記入してください。）

① ノンステップバス（1,000万円控除）	② リフト付きバス（乗車定員30人以上）（650万円控除）	③ リフト付きバス（乗車定員30人未満）（200万円控除）
④ ユニバーサルデザインタクシー（100万円控除）		
〔ASV（車両安定性制御装置及び衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）で次のいずれかに該当するもの〕		
⑤ 5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等（525万円控除）	⑥ 3.5t超8t以下トラック（525万円控除）	
⑦ 8t超20t以下トラック（525万円控除）	⑧ 20t超22t以下トラック（525万円控除）	⑨ 20t超22t以下トラック（350万円控除（H28.11.1以降））
〔ASV（車両安定性制御装置搭載車両）で次のいずれかに該当するもの〕		
⑩ 5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等（350万円控除）	⑪ 3.5t超8t以下トラック（350万円控除）	
⑫ 8t超20t以下トラック（350万円控除）	⑬ 20t超22t以下トラック（350万円控除）	
〔ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）で次のいずれかに該当するもの〕		
⑭ 5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等（350万円控除）	⑮ 5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないバス等（350万円控除）	
⑯ 3.5t超8t以下トラック（350万円控除）	⑰ 8t超20t以下トラック（350万円控除）	⑱ 20t超22t以下トラック（350万円控除）

様式第五十一号の二中

狩猟税の税率		号該当		対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例 (岡山県条例附則第22条の2)	1号該当・2号該当
狩猟税納付済額 円		※			
狩猟税納付年月日		※ 年 月 日		納付 税 額	
				狩	税
狩猟税納付年月日		※ 年 月 日		額	円

ご記入の同様式の注2中「上記」を「1」にご記入の

狩猟税の税率	号該当	課税免除 (岡山県条例 附則第22条の2)		<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員
				<input type="checkbox"/> 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 (H27. 5. 29以降)
狩猟税納付済額 円	※	税率の特例 (岡山県条例 附則第22条の3)		<input type="checkbox"/> 特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った。
				<input type="checkbox"/> 許可捕獲等の許可を受けた。
				<input type="checkbox"/> 従事者証の交付を受けた。
狩猟税納付年月日	※ 年 月 日	納付 税 額	狩 猟 税	円

様式第五十一号の二中

3 対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録を受ける人は、狩猟税の課税が免除されます (岡山県条例附則第22条の2)。また、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合 (従事者証の交付を受けて行った場合を含みます。) は、1の税率が2分の1になります (岡山県条例附則第22条の3)。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。